

平成27年所沢市議会 第1回臨時会終了報告

5月19日に開かれ、市長提出議案5件は原案どおり可決・同意されました。

◆専決処分の承認…3件

◆条例関係…2件 ◆平成27年度一般会計補正予算…1件

◆人事案件…2件

議会の同意を得て、浅野美恵子氏、越前部征衛氏が監査委員に選任されました。

◆正副議長が決定



第62代副議長
大館隆行氏



第61代議長
桑島健也氏

4月26日実施 所沢市議会議員一般選挙結果

市議会議員33人が決まりました

当日有権者数 276,753人 投票者数 110,047人
投票率 39.76% 任期 平成27年5月1日～31年4月30日
○年齢は平成27年4月26日現在です。有効投票数は108,572票で、有効投票数と得票数は小数点以下を切り捨てています。
問 選挙管理委員会事務局 ☎ 2998-9259

当	氏名	年齢	党派	得票数
当	大石健一	49	自由民主党	4,894
当	石原たかし	26	無所属	3,966
当	赤川ようじ	54	民主党	3,786
当	島田かずたか	38	民主党	3,740
当	入沢ゆたか	45	自由民主党	3,684
当	城下のり子	49	日本共産党	3,674
当	秋田たかし	46	無所属	3,649
当	浅野みえ子	66	無所属	3,607
当	粕谷ふじお	61	無所属	3,604
当	石本りょうぞう	46	民主党	3,492
当	杉田忠彦	52	自由民主党	3,389
当	小林すみ子	64	日本共産党	3,375
当	中村とおる	39	無所属	3,340
当	かめやま恭子	56	公明党	3,119
当	青木利幸	52	自由民主党	3,090
当	吉村けんいち	61	公明党	2,952
当	西沢いちろう	58	公明党	2,951
当	荻野泰男	45	無所属	2,946
当	谷口まさのり	49	維新の党	2,903
当	平井明美	70	日本共産党	2,831
当	村上ひろし	58	公明党	2,794
当	うえたけ成年	43	公明党	2,743
当	大館たかゆき	62	無所属	2,703
当	末吉みほこ	57	市民ネットワーク所沢	2,693
当	松崎ともや	32	維新の党	2,691
当	荒川ひろし	65	日本共産党	2,685
当	福原ひろあき	53	公明党	2,685
当	松本あきのぶ	70	自由民主党	2,603
当	やさくいづみ	54	日本共産党	2,557
当	近藤てつお	65	自由民主党	2,526
当	くわはた健也	50	無所属	2,478
当	中たけし	49	無所属	2,377
当	おさかべせいえ	71	自由民主党	2,245
当	川村としお	68	日本共産党	2,092
当	高田まさひこ	74	無所属	1,148
当	斉藤はるまさ	72	無所属	1,048
当	前田ひろあき	27	無所属	581
当	平岡利典	53	無所属	376
当	小林しんじ	57	無所属	319
当	松尾まさひで	50	無所属	235

「児童手当現況届」と「子育て世帯臨時特例給付金申請書」を郵送しました 児童手当現況届 子育て世帯臨時特例給付金の受け付け開始

平成27年度児童手当現況届および子育て世帯臨時特例給付金の受け付けを開始しました。対象者には、27年度児童手当現況届と子育て世帯臨時特例給付金申請書（請求書）が1枚になった用紙を5月下旬に郵送しています。必要事項を記入の上、返してください。

①児童手当現況届
6月1日現在の養育状況を提出していただき、引き続き手当を受ける要件の有無を確認するものです。
②子育て世帯臨時特例給付金
給している方
提出期限 6月30日(火)
③現況届の提出がない場合は、6月以降の手当は受給できません。
④27年6月分の児童手当（特例給付を含む）の受給資格がある方を対象とします。
⑤臨時福祉給付金（27年度）の対象者および生活保護の被保護者も対象です。



⑥給付額 対象児童1人につき3千円
⑦給付は年度1回限りです。
⑧支給日 10月以降
⑨提出期限 11月30日(月)
⑩【共通事項】
児童手当と子育て世帯臨時特例給付金には所得制限（下表参照）があります。
児童手当と子育て世帯臨時特例給付金には所得制限（下表参照）があります。

所得制限限度額
扶養親族などの人数 所得額 収入の目安
0人 622万円 833.3万円
1人 660万円 875.6万円
2人 698万円 917.8万円
3人 736万円 960万円
4人 774万円 1002.1万円
5人 812万円 1042.1万円

知はありません。申請書の「公務員児童手当受給状況証明欄」に勤務先の証明が必要です。申請書と児童手当の現況届を併せて勤務先に提出し、勤務先の証明を受けてから申請してください。
①子ども支援課 ☎ 2998-9124
②子育て世帯臨時特例給付金担当 ☎ 2998-9214

平成27年10月から、住民票を有する国民一人一人に12桁のマイナンバー（個人番号）が通知されます。
◆マイナンバー（個人番号）とは
▼住民票を有する全ての方に、1人1つ付番される番号です。▼原則として生涯変わりません。
◆制度が導入されると
▼窓口での申請時に書類が簡素化されるなど、利便性が向上します。
▼所得や行政サービスの受給状況をより正確に把握でき、社会保障や税の給付と負担の公平化が図られます。
▼行政機関や地方公共団体などで、情報連携が円滑になり、業務の効率化が図られます。

◆制度の主なスケジュール
▼27年10月：マイナンバーをお知らせする通知カードが住民票の住所に郵送されます。▼28年1月：希望する方には、申請により個人番号カード（顔写真付きのICカード）を交付します。
◆個人情報の保護
▼マイナンバーは、行政機関に対して、社会保障・税・災害対策分野の手続きなどに提供する場合を除き、他人に提供できません。▼他人のマイナンバーを不正に入手するなどは、処罰の対象です。▼市でマイナンバーを含む個人情報を保有・利用する際には、特定個人情報保護評価（事前のリスク分析）などの所定の手続きを行い、市HP（「特定個人情報保護評価」で検索）で公表しています。
◆コールセンター
（月）金曜日
前8時30分～午後5時30分/祝
休日、年末年始を除く
日本語：☎ 0570-200-178（全国共通ナビダイヤル）
外国語：☎ 0570-200-291（全国共通ナビダイヤル）
問 市民課 ☎ 2998-90087

